

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・原則用)

法人名	特定非営利活動法人 ○○○会	実績判定期間	○年○月○日～○年○月○日
-----	----------------	--------	---------------

1 基準限度額の計算

受入寄附金総額	Ⓐ	6,500,000円
休眠預金等交付金関係助成金	Ⓑ	円
基準限度額(受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額((Ⓐ-Ⓑ)×10%))	Ⓒ	650,000円
基準限度額(受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額((Ⓐ-Ⓑ)×50%))	Ⓓ	3,250,000円

2 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金

Ⓐのうち寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金の額	Ⓔ	400,000円
---	---	----------

3 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③(特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については④)欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額(①-②)
仙台 太郎	理事長	() 200,000円	() 200,000円	() 円
宮城 花子	理事	() 250,000円	() 250,000円	() 円
青葉 一郎	理事	() 200,000円	() 200,000円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額	Ⓕ	() 650,000円	() 650,000円	() 円
Ⓔ欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	Ⓖ	() 円	() 円
	Ⓖ欄以外の者	Ⓖ	() 5,440,000円	() 650,000円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額	Ⓙ	() 10,000円		
休眠預金等交付金関係助成金	Ⓚ	() 円		
合計(Ⓕ+Ⓖ+Ⓖ+Ⓙ+Ⓚ)	Ⓛ	() 6,100,000円		() 2,390,000円

(注意事項)

①～③の各欄の「()」には、遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金の額を記載してください。

○ 受入寄附金総額Ⓐには、活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金(対価性のないものに限りません。)の合計を記載してください(期末までに未収のものは含めないため、活動計算書と金額が異なる場合もあります。また、国の補助金等も含まれません。)

○ Ⓐ欄=Ⓔ欄+Ⓛ欄

※ 法人設立時に前身である任意団体から引き継いだ繰越剰余金がある場合、その剰余金は寄附金となります。

○ 同一の者から現金寄附と物品寄附(時価評価)とがある場合、合算して基準限度額の計算を行ってください。

○ 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人以外からの寄附金に係る基準限度額となります。

○ 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人からの寄附金に係る基準限度額となります。

○ 寄附者の氏名・名称及びその住所が明らかでない寄附金(いわゆる匿名寄附金の合計(募金を含みます。))を記載してください。

※ 住所が不明で寄附者が特定できない寄附金は匿名寄附金となります。

○ 受入寄附金総額Ⓐのうち、役員(その親族等の寄附金合計額)からの寄附金で20万円以上のものを各人別に記載してください。

○ 寄附者の氏名又は名称及びその住所が明らかな寄附金の各欄の金額は次のとおりです。

Ⓕ欄 役員(その親族等を含む。)からの20万円以上の寄附金の合計

Ⓖ欄 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人からの1,000円以上の寄附金の合計

Ⓖ欄 上記以外の1,000円以上の寄附金の合計

Ⓙ欄 同一の者からの寄附金の額が1,000円未満の寄附金の合計

Ⓚ欄 休眠等交付金関係助成金の合計

○ 寄附をした役員の親族から受け入れた寄附金がある場合には、親族からの寄附金と合算して記載してください。

○ 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人からの寄附金については、受入寄附金総額の50%(Ⓓ欄の金額)が基準限度額となります。

○ Ⓖ欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①-②=③を計算し、それぞれの合計を記載してください。

○ Ⓖ欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①-②=③を計算し、それぞれの合計を記載してください。

○ 遺贈により受け入れた寄附金等の額は、内書きで記載することになっていますので、本書きとなっていないか確認してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・原則用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限ります。）の合計を記載します（期末までに未収のものは含めないため、活動計算書と金額が異なる場合もあります。）。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります（④＝⑤＋⑥）。</p>	<p>受取寄附金等は、実際に入金したときに収益として計上します。</p> <p>活動計算書の助成金の収入に期末の未収額を計上している場合には、当該欄に未収額は算入できませんので、未収計上した額は控除する必要があります。</p>
「休眠預金等交付金関係助成金⑦及び⑧」欄	<p>指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。</p>	
「役員の氏名」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係^(※)のある者がいるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑨」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者（役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限ります。）について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。</p>	<p>※「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑩」欄	<p>特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑩欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑩欄以外の者⑪」欄	<p>上記⑩欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑪欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額⑫」欄	<p>同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額を記載します。</p>	